

令和5年度 不動中学校 生徒心得

1. 服装規定

(1) 制服

- ①夏服 女子：白のセーラー服，ネクタイ，スカート
男子：白のカッターシャツまたは開襟シャツ，標準型の黒のズボン，ベルト
- ②冬服 女子：紺のセーラー服，ネクタイ，スカート
男子：標準型の黒の学生服，標準型の黒のズボン，ベルト
- ③校章・名札などは，決められた位置に正しく付ける。
- ④下着（制服などのすぐ下に着用するもの）は，夏用の体操服または，白色 T シャツ（ワンポイントかで可）を着用する。トレーナー等を着用する場合は，白・黒・紺・グレーで，派手でないものとする。ただし，フード付きトレーナーは着用しないこと。
- ⑤靴下の色は白・黒・紺・グレーを認める。冬季は黒色等のストッキングを着用してもよい。
- ⑥気温の低い日は，防寒着や手袋，ネックウォーマー等の着用を認める。ただし，校舎内では許可なく着用しないこと。

(2) 靴

- ①通学用の靴は白を基調とした運動靴とする。部活動で使用する競技用シューズは，登下校では使用しない。ハイカットは運動活動面から好ましくない。
- ②上履き，体育館シューズは学校指定のものを使用する。

(3) 頭髪

- ①中学生らしい清潔感のある髪型とする。
- ②髪の色を染めたり，脱色したりしない。
- ③パーマをかけたりしない。
- ④不要なアクセサリーはつけない。

(4) 通学用かばん

- ①通学かばん（学校指定の白かばんやリュックなど）を使用する。かばんには，装飾品を着けない。
- ②自転車通学生は，登下校時に通学かばんをかごに入れるか，荷台に固定する。

(5) 所持品

- ①所持品には氏名をはっきりと書く。
- ②携帯電話やスマートフォンは学校へ持ってこない。やむを得ず持ってきた場合は先生に預ける。
- ③学校集金は，朝の自習時に担任に提出する。
- ④学校に必要なものは前日に整え，不必要なもの，勉強の妨げになるようなものを持ってこない。

2. 交通規定

(1) 自転車通学生は、特に次のことを守る

- ① 自転車通学生は必ずヘルメットをかぶり、あごひもをしっかりとしめ、決められた通学路を走行する。
- ② 原則、道路の左側を一列で走行し、十分な車間距離をとる。
- ③ 歩行者が横断歩道を通っているときは、一時停止して歩行者の交通を妨げないようにする。
- ④ 狭い道路で対向するときは、必ず片方によけて安全を図る。
- ⑤ 狭い道路から広い道路に出ようとするときは、一時停止をして安全を確かめてから進む。
- ⑥ 左右に曲がろうとするときは、必ず安全確認をする。
- ⑦ 道路の横断は直角にし、斜めに横断してはならない。
- ⑧ 危険な場所では自転車を降り、自転車を押しながら通行する。
- ⑨ 交差点では信号機や警察官の手信号に従う。
- ⑩ 無理な追い越しや、脇見運転をしない。
- ⑪ 2人乗り、傘さし運転、並進、無灯火等危険な運転は絶対にしない。
- ⑫ 日没後、自転車に乗るときは、必ずライトをつける。
- ⑬ 自転車購入の際には、標準的なものを選び、購入後は改造をしない。
- ⑭ 変形ハンドルなど危険な形式の自転車及びマウンテンバイクなど通学に適さない自転車の使用は禁止する。

(2) 徒歩通学生は、特に次のことを守る

- ① 決められた通学路を、安全に通行する。
- ② 歩行者は右側、自動車は左側の対面交通をする。
- ③ 2列までの通行を守り、3列以上横に並んで通行してはならない。危険な場所では1列で通行する。
- ④ 交差点では信号機や警察官の手信号に従う。
- ⑤ 道路の横断は直角にし、斜めに横断してはならない。
- ⑥ 横断歩道のある付近では、必ず横断歩道を渡る。

3. 校外生活

- ① 登下校中には食べ物や飲み物を買ったり、飲食したりしない。
- ② 危険な遊びはしない。
- ③ 夜11時以降の外出は補導の対象となるので控える。外泊はしない。
- ④ 外出の時は、行き先や帰る時刻を家の人に必ず伝えておく。
- ⑤ ゲームセンターへの出入りはしないこと。カラオケボックスは保護者同伴で行くこと。

- ⑥映画，演劇，コンサートなどへ行く時は，保護者と一緒に行くか，保護者の許可を得て行く。
- ⑦社会のルールに違反するような行いは絶対にしない。
- ⑧不良行為をする者の仲間に入らないようにし，進んで善導する。
- ⑨地域のたくさんの行事に進んで参加し，地域の人々と協力しながらよい環境を作る。